

発行：三宮中央通りまちづくり協議会

三宮中央通りは4つの商店会組織から構成

- ・三宮一丁目中央通り振興会
- ・三宮中央通り三新会
- ・トアロード商店街東亜会協同組合
- ・大丸前中央商店会

※加納町6丁目、元町通1丁目の一部も三宮中央通りのエリアに含まれます

問合せ先：三宮中央通りまちづくり協議会事務局

ホームページの「お問い合わせ」フォームからお願いします。



<https://sannomiya-chuo.com>



078-332-2236



行政窓口：神戸市都市局景観政策課

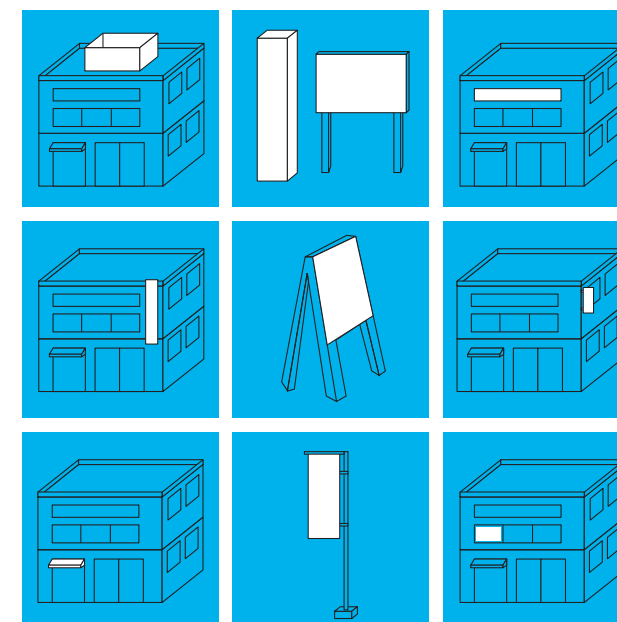
作成協力：合資会社ゼンクリエイト

三宮中央通り

美しいまちなみ

歩いて楽しいまちづくりを目指して

～私たちのまちなみづくりガイドブック～



令和4年3月発行

三宮中央通りまちづくり協議会



～まちづくり～

地下鉄海岸線の整備をきっかけに始まった三宮中央通りのまちづくりは、平成14年9月に締結された「三宮中央通り景観形成市民協定」に基づき、関係各位のご協力のもとに今日まで行われています。その協定も令和4年9月で20年となり、三宮都心が大きく変わろうとする中、三宮中央通りでも、テナントの入れ替わりやビルや店舗の建替え、屋外広告物の新設・変更など、まちの様子も変わりつつあります。そこで、将来を見据えたまちづくりを実施するために、基本方針も含めた「まちなみ形成ルール」の見直しを行いましたので、詳しくは本紙をご参照ください。今後は新たなルールに則り、皆様と一緒に三宮中央通りのまちづくりに努めてまいります。

～賑わいづくり～

三宮中央通りは、令和3年2月に全国初の「歩行者利便増進道路（通称ほこみち）」に指定されたことにより、大きな節目を迎えています。今後の三宮中央通りは、三宮周辺地区の再整備基本構想や周辺エリアの再整備に伴い、車両交通量の減少と歩行者交通量の増加が想定されます。「ほこみち制度」を活用し、より多くの来街者に利用してもらい、より多様な事業者が活動しやすい場を提供できるよう、新たな神戸の中心のエリアを象徴する通りとなることを目標に、今後も邁進していきます。

目次

■ 美しいまちなみ、歩いて楽しいまちづくりを目指して	1
三宮中央通りの位置づけ	1
景観形成への取り組み	1
景観形成の基本方針	2
未来のビジョン	2
■ より美しいまちなみの実現に向けて	3
景観協議の実施について	3
景観協議前の事前相談（サポート）の実施について	3
景観協議が必要な事項について	3
景観協議の実施の流れ	4
■ 屋外広告物とは？？	5
■ 共通のガイドライン	5
■ 種別のガイドライン	7
■ 敷地・建物のルール	10
■ 景観形成市民協定	11
■ まちなみ形成ルール（概要版）	12

美しいまちなみ、歩いて楽しいまちづくりを目指して

三宮中央通りの位置づけ

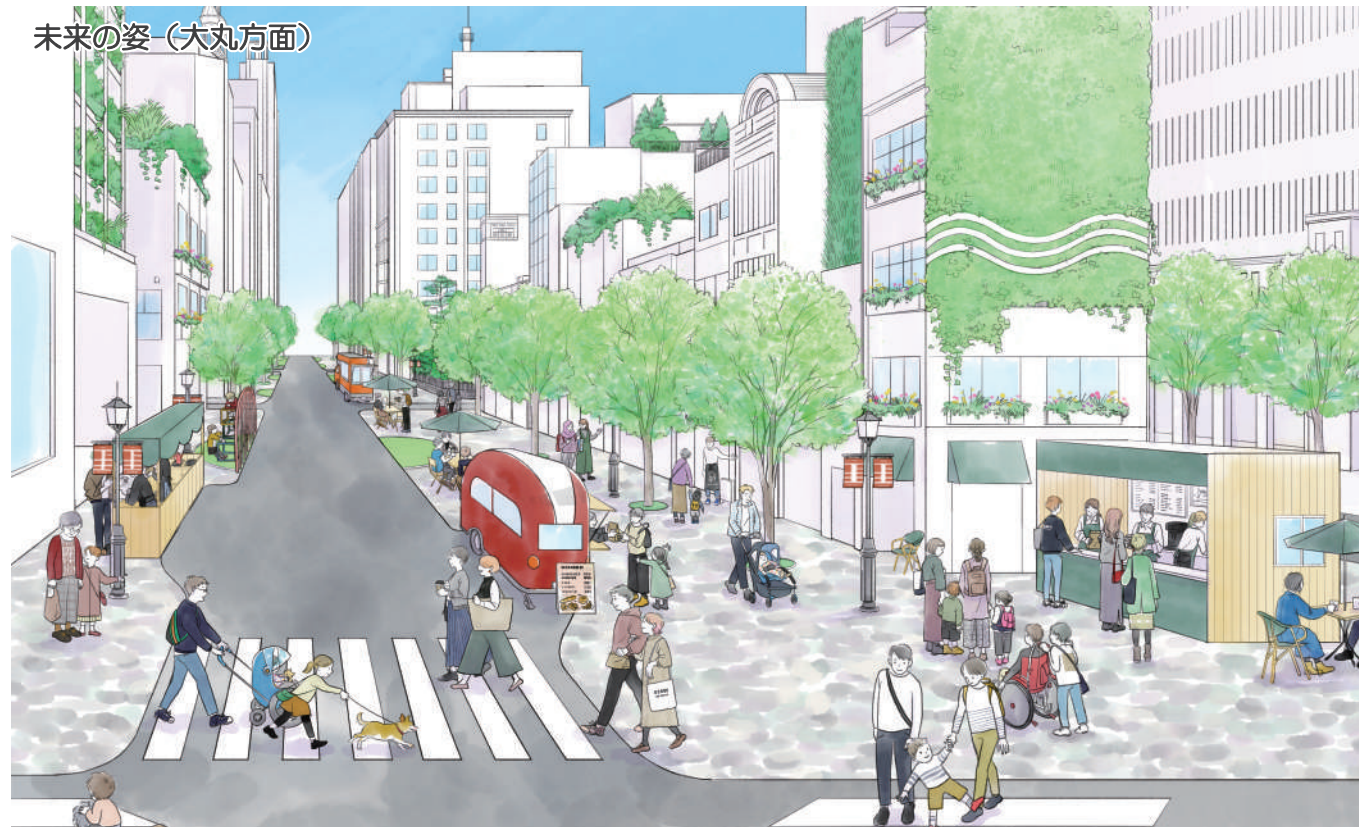
三宮中央通り(さんのみやちゅうおうどおり)は、三宮中心地と観光エリア(元町・南京町・旧居留地・ハーバーランド等々)を結ぶ東西約500mの通りで、市内中心部において東西の人の流れにおける要ともいべき場所に位置しています。また、通りを挟んでオフィスエリア・商業エリア・観光エリアが混在し、他の地域には見られない多様性に富んだ特色を合わせ持つ地域となります。



景観形成への取組み

三宮中央通りまちづくり協議会では、平成14年に神戸市との間で「三宮中央通り景観形成市民協定」を締結し、それに基づいて、沿道の土地建物所有者、テナント、行政関係部局が互いに協働しながら、「美しいまちなみ、歩いて楽しいまちづくり」をコンセプトに、神戸の中心地にふさわしいまちづくりに取り組みます。

未来の姿(大丸方面)



景観形成の基本方針

(1) 歩きたくなるまちなみ、歩いて気持ちのよいまちなみづくり

…神戸を代表する“自然が豊かで緑が多いまち”として、神戸の市街地緑化を推進します。

(2) 明るく開放感のあるまちなみづくり

…安心かつ安全な歩行者空間や休憩施設を活用し、各種イベント等を実施します。

(3) 親切かつゆとりあるまちなみづくり

…国際都市神戸の中心地として、多国籍に対応したまちづくりを行います。

(4) 快適なまちなみづくり

…放置自転車対策や落書き除去、ゴミの清掃活動を実施するなど、美しい通りの環境維持・管理に努めます。

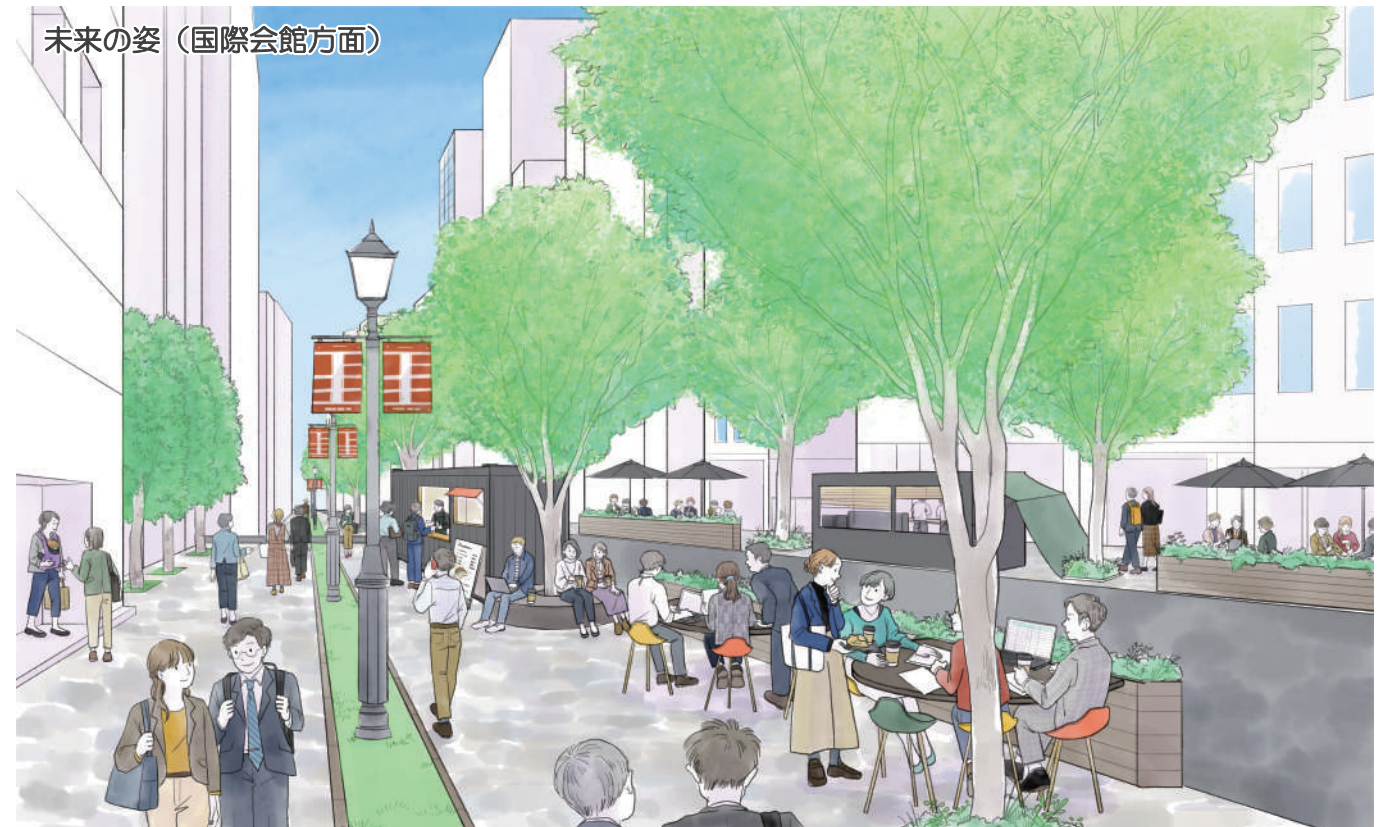
未来のビジョン

神戸市では「神戸の都心の未来の姿[将来ビジョン]」や「三宮周辺地区の『再整備基本構想』」に基づいて、三宮都心の再整備に取り組んでいます。

三宮中央通りではこれら神戸市の取り組みに加え、令和3年2月に指定を受けた歩行者利便増進道路の制度を最大限に活用しながら、挿絵(未来の姿)にあるような「多くの人々が憩うまちなみ」「歩いて楽しく気持ちがいいまちなみ」を三宮中央通りの未来ビジョンとして、通りで事業を営まれる全ての事業者様と力を合わせて、その実現に取り組んでいきます。



未来の姿(国際会館方面)



より美しいまちなみの実現に向けて ～三宮中 央通りまちづくり協議会からのお願い～

景観協議の実施について

【景観協議の目的】

美しいまちなみの実現に向け、事業者の皆様と一緒にその内容を評価・検討することを通して、その内容が景観上の視点からより良いものになることを目指します。

【景観協議の内容】

三宮中央通りの対象区域内で屋外広告物の新設・変更や建物の新築・改装等を行う場合、その内容が本誌P11～P12に記載の景観形成市民協定に基づく景観規定(まちなみ形成ルール)に則しているかどうかについて、神戸市の関係部局への各種届出や許可申請の前段階で三宮中央通りまちづくり協議会との景観協議をお願いしています。

【対象区域】



景観協議前の事前相談（サポート）の実施について

三宮中央通りまちづくり協議会との景観協議(月1回)の前段階として、三宮中央通りまちづくり協議会を構成する各団体(本誌裏面参照)において、随時、事前のご相談を承っています。事前相談では、三宮中央通りのまちづくりについての考え方や景観規定の内容について詳しくご説明をさせていただくと同時に、具体的な内容に関するご相談にも対応させていただきます。

景観協議が必要な事項について

- 建築物・工作物の新築・増築・改築等
- 広告物の新設や表示内容等の変更



事業者の皆様と一緒により良いまちとなるように、協議をしていきます

景観協議の実施の流れ

事業者

事前相談

景観協議(月1回)

各種届出・許可申請
(市関係部局)

許可

■ 注意事項 ■

- ※ 景観協議は、月に1回の役員会の場で開催します
- ※ 事前相談は必要に応じて実施しますので、まずは事務局(本誌裏面参照)にお問い合わせください
- ※ 余裕を持った相談・協議にご協力をお願いします
- ※ 申請に必要な書類は、神戸市または三宮中央通りまちづくり協議会のホームページからダウンロードをお願いします(ホームページURLは <https://sannomiya-chuo.com>)

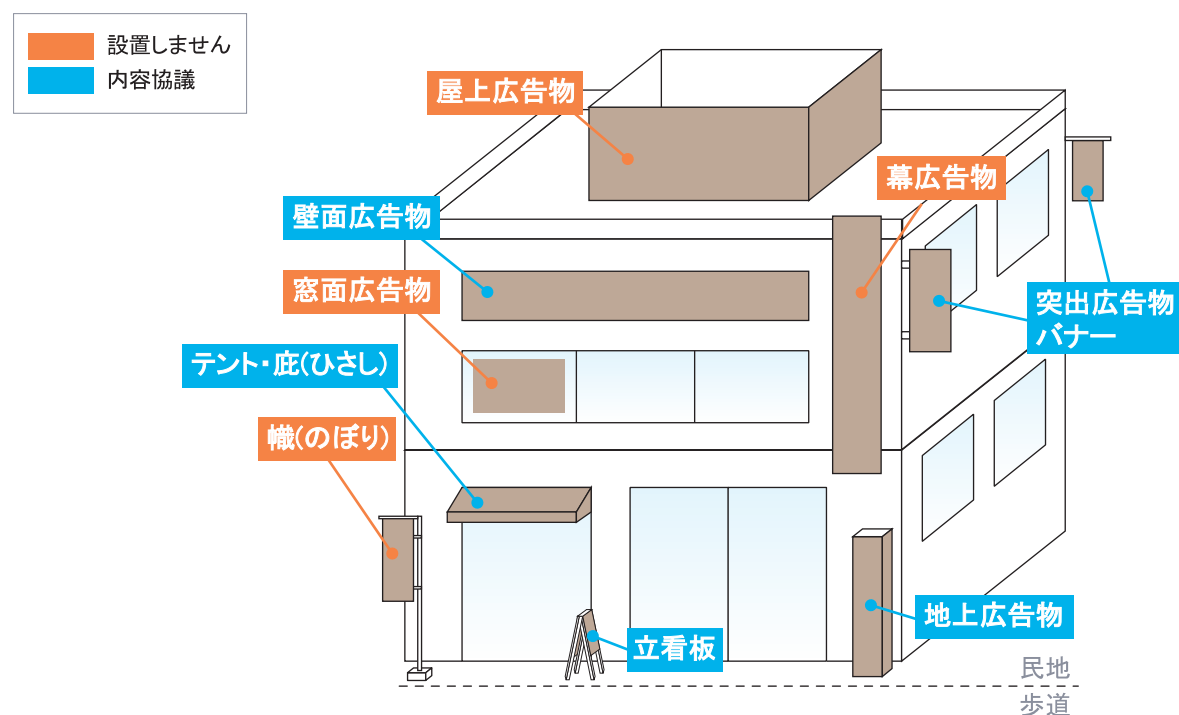


屋外広告物とは??

- ・ 常時又は一定の期間継続して
- ・ 屋外で
- ・ 公衆に表示されるものであって看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう

(屋外広告物法 第2条第1項)

《屋外広告物の種類》



共通のガイドライン

表記内容

- 自家用看板のみとします
- 店舗名(屋号)、会社名、ビル名、ロゴマークなどに留めます

※ まちづくりに供する目的でKOBEパークレット等に掲示する広告物については、この限りではありません。



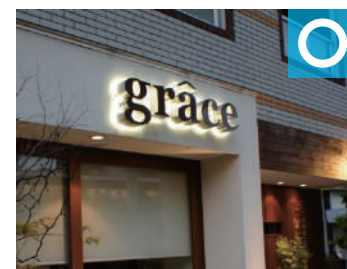
規模・設置位置

- 自家用看板及び集合看板は、表示面積を最小限にし、かつ店舗(ビル)につき、道路面あたり1個を目標とします
- 店舗(ビル)単位で集約するようにします



照明

- 外照式(間接照明やスポット照明)、もしくは内照式(発光ダイオード(LED))照明を利用します
- 必要最小限の光量とします
- 単色で暖色系の照明とします
- 点滅式照明、自発光式照明は自粛します



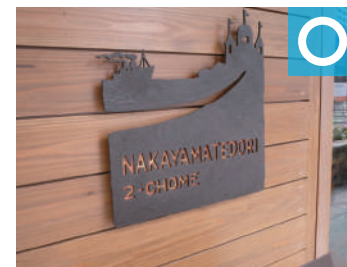
映像・音声

- 映像や音声による広告物(デジタルサイネージ、液晶パネル、LED多色表示パネル等)の屋外への設置はしません
- 店内の場合であっても音量には配慮し、具体的な商品名や価格、サービス内容など直接的な表現の音声や映像は自粛します



その他

- 自然やまちなみや建物、壁との調和を重視して、色や文字、ロゴマークを工夫します
- 色彩は、原色や派手な色をさけ、通りの緑と調和した落ち着いた色彩とします



種別のガイドライン



屋上広告物

建物の屋上に掲出する広告物

他の広告物に比べて、広範囲から目につくのでまち全体の景観に大きな影響を与えます。

■新規の設置はしません

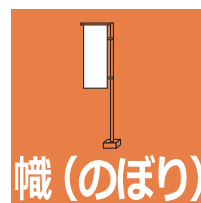
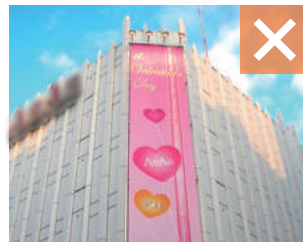


幕広告物

建物の壁面から布等で掲出する広告物

期間限定で掲出されることが多く、掲出内容も変更するので内容によりイメージが変わります。

■幕広告物の設置はしません



幟(のぼり)

建物から独立して掲出する広告物

立看板と同様に、歩道や敷地内に設置されることが多いため歩行者等の安全性への配慮が必要とされます。

■幟の設置はしません

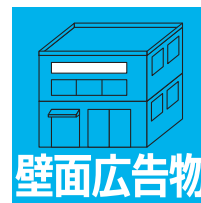


窓面広告物

建物の窓面に掲出する広告物

窓面や開口部に大きく掲載することにより、景観に与える影響は少なくありません。

■窓面への広告設置はしません



壁面広告物

建物の壁面に掲出する広告物

様々な規模や形状があり、種類によって建物全体のイメージや雰囲気が変わります。

■建物との調和を図り、過度に大きくしません



切り文字を使用することで建物と一体的なデザインとなります

■複数の場合、できるだけ集約させ揃えます



集約させることで店舗情報がわかりやすくなります

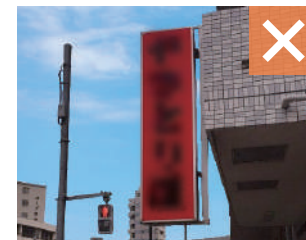


突出広告物

建物の壁面から道路面に突出して掲出する広告物

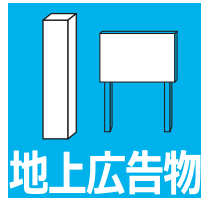
歩行者や車から目に入りやすく、建物が多く並ぶ場所では景観に影響を与えます。

■バナー(フラッグ)形式とし、建物との調和を図り、過度に大きくならないようにします



必要以上に大きくしないことにより、落ち着きと品のある印象を与えます





建物から独立して掲出する広告物

通り沿いに設置されることが多いため、まち全体の景観に大きな影響を与えます。

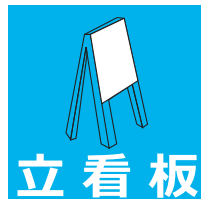
■敷地に対して1カ所に集約させます



集約させることですっきりとし、落ち着いた印象を与えます



：広告物



建物から独立して掲出する広告物

のぼりと同様に、歩道や敷地内に設置されることが多いため、歩行者等の安全性への配慮が必要とされます。

■敷地内に設置します



敷地内に設置することで歩行者等にとって迷惑でなくなります

■簡易に移動できる形態にします



天候等により簡単に撤去することができます

注：広告物等を道路(歩道)上に許可なく設置することは道路法および道路交通法に抵触し違法となり、行政からの指導・勧告を受ける場合があります。



建物の壁面から布等で掲出する広告物

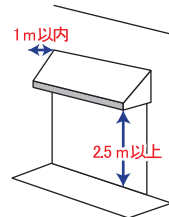
掲出内容や文字等の大きさによりイメージが変わるので、お店の顔ともいえます。

■原色や派手な色とならないようにします



事業所名やロゴマークのみに留めることで、お店に品がでます

■テントの位置は、歩道地盤面から高さ2.5m以上、出幅は道路境界線より1m以内までにします



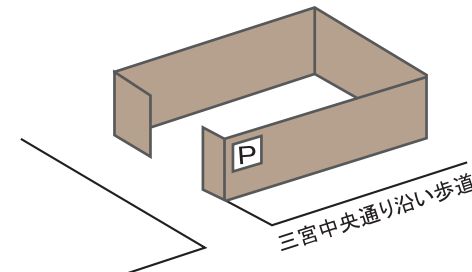
敷地・建物のルール

《敷地》

- 沿道空地は、植栽や緑化などまちなみに配慮した修景、維持管理に努めます
- 街かど敷地は通りのゲート・結節点にふさわしいアクセント作りに努めます
- 駐車場施設(平面式、立体式、機械式)を設置する場合は、進入路を三宮中央通り沿いには設けません。また、車両が露見しないよう配慮し、まちなみと調和するように緑化や化粧フェンス、壁画を設置する等、景観に配慮します
- 敷地の緑化を促進し、その育成、保護、保全に努めます
- 自動販売機は新規に設置しません
- ごみ箱は三宮中央通りに面する場所に設置しません。また、コンビニエンスストアやテイクアウトを可能とする飲食店は、ごみの引取りを行うなど、まちの環境美化に協力します



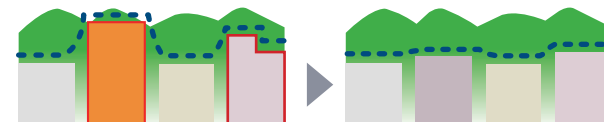
沿道空地の植栽・緑化



駐車場の進入路の位置、化粧フェンスの設置

《建物》

- 建物は、まちなみの統一感を持たすために両隣のビルとの調和に配慮した形態やスカイライン等の協調に努めます。また、壁面線を後退させて歩道と一体的な利用が可能となる空間を確保するなど、通りの賑わいづくりに努めます
- 建物1階部分は、原則として店舗等通りの賑わいに寄与した用途利用とします
- 建物は、まちなみとの調和を図るデザインとし、外壁は、原色や派手な色をさけ、通りの緑と調和した落ち着いた色とします
- 夜間照明は、必要最小限の柔らかな光で魅力ある演出を行い、夜間の通りのイメージアップに努めます
- 屋外の空調設備等は、通りの歩行者等から容易に望見できないよう対策を講じるなど景観に配慮します
- 建物の壁面や屋上は環境へ配慮し、緑化に努めます



両隣のビルとの調和、スカイライン等との調和



夜間照明の魅力ある演出

景観形成市民協定

（前文） 私たちは、三宮中央通りの街並み景観づくりにあたり、自由と豊かな創造力を発揮し、都市的文化的魅力の向上を最も尊重したまちづくりを、お互いに協働して誘発しあう指針として次のようなルールを定め、これを遵守します。	
第1条（名称） この協定は、三宮中央通り景観形成市民協定（以下「協定」といいます）と称します。	
第2条（目的） この協定は、第3条に定める区域内において、建物や敷地の整備ならびにこれと関連する事項を地元関係者間で協定し、山手（北野界隈）と旧居留地及び三宮と元町をつなぐ結節点として、神戸の賑わい目抜き通り・三宮中央通りにふさわしいまちなみ景観を創り、育て、地域の快適環境の向上に資することを目的とします。	
第3条（協定の対象とする区域） この協定の対象となる区域は、以下のとおりとします。 2 区域は、概ね神戸市中央区三宮町1丁目・2丁目・3丁目、別図に示す三宮中央通りの沿道に直接面した敷地とします。	
第4条（まちの将来像） 地区の目標とするまちの将来像は、次の各号に定めるとおりとします。 （1）人が集い、賑わいのある楽しい街のメインストリート （2）周辺のまちをつなぐ歩行者ネットワーク・プラザ （3）伝統と新しさを感じさせる個性あるまちなみ	
第5条（まちなみづくりの基本方針） 地区のまちなみづくりの基本方針は、次の各号に定めるとおりとします。 （1）神戸を代表する“緑が多いまち”“自然が豊かなまち”として、神戸の市街地緑化を推進し、『歩きたくなるまちなみづくり』を行います。 （2）北野山本界隈と旧居留地、三宮と元町をつなぐ神戸都心のアクセスプラザとして、歩道幅員や休憩施設を活かしたイベントなどによる安心かつ安全の空間活用を行い、『明るく開放感のあるまちなみづくり』、『回遊性向上を図るまちなみづくり』を行います。 （3）外国人観光客が多く訪れる神戸の玄関口として、多国籍に対応できる『親切かつゆとりのあるまちなみづくり』を行います。 （4）放置自転車対策や落書き除去、ゴミの清掃活動を実施するなど、美しい通りの環境維持・管理に努め、『快適なまちなみづくり』を行います。	
第6条（建築物等の用途の制限） 次に掲げる用途の建築物等は建築できません。 （1）個室付浴場業・テレホンクラブ・ラブホテル、その他これらに類するもので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項及び同条第4項に定めるもの （2）パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス、その他これらに類するもの （3）反社会的な組織・団体、その他これらに類するものの事務所等	
第7条（まちなみ景観への配慮） 建築物等の新築、増築、改築、撤去、大規模な修繕、宅地の造成その他の土地の形質の変更、屋外広告物等の設置、その他まちなみ景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為をする者は、別表1に示すまちなみ形成のルールに適合するよう努めるものとします。	
第8条（敷地の緑化等） 私たちが所有もしくは管理する敷地の緑化及び飾花に努め、良好な維持管理に努めます。	
第9条（その他の活動） 歩道飾花の育成、保護、保全に努めます。 2 地区内の清掃活動や緑化運動等、美しいまちなみを形成・維持するための活動を、互いに協力して推進します。	
第10条（委員会） 協定の運営に関する事項を処理するため、デザイン委員会（以下「委員会」といいます）を設置します。 2 委員会は「三宮中央通りまちづくり協議会」（以下「協議会」といいます）役員代表・アドバイザーで構成します。	
第11条（役員構成・役割） 委員会には、委員長・副委員長各1名を置きます。 2 委員長は、委員会を代表し、協定運営の業務を総括します。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこの職務を代理します。	
第12条（事前相談の義務） 第7条に係わる行為をするにあたっては、事前に委員会に相談し、委員会は建築活動等の計画内容が本協定に適合することを確定します。	
第13条（有効期間等） 協定の有効期間は5年とし、疑義なき場合は延長することができます。協定内容は協議会総会で承認します。 2 協定について変更する必要があるとき、又は新たに定める必要が生じたときは、第1項に準じた取り扱いとします。	
第14条（付則） この協定は、平成14年9月27日より有効とします。 2 平成26年1月20日、別表1 まちなみ形成のルールを改正 3 令和4年2月9日第5条および別表 1 まちなみ形成ルールを改定	

まちなみ形成ルール（概要版）

項目		まちなみ形成ルール
敷地		●街かど敷地は通りのゲート・結節点にふさわしいアクセント作りに努めます。
		●駐車場施設（平面式、立体式、機械式）を設置する場合は、進入路を三宮中央通り沿いには設けません。また、車両が露見しないよう配慮し、まちなみと調和するように緑化や化粧フェンス、壁画を設置する等、景観に配慮します。
		●沿道空地は、植栽や緑化などまちなみに配慮した修景、維持管理に努めます。
		●敷地の緑化を促進し、その育成、保護、保全に努めます。
		●自動販売機は新規に設置しません。
建物		●ごみ箱は三宮中央通りに面する場所に設置しません。また、コンビニエンスストアやテイクアウトを可能とする飲食店は、ごみの引取りを行うなど、まちの環境美化に協力します。
		●建物は、まちなみの統一感を持たすために両隣のビルの調和に配慮した形態やスカイライン等の協調に努めます。また、壁面線を後退させて歩道と一体的な利用が可能となる空間を確保するなど、通りの賑わいづくりに努めます。
		●建物1階部分は、原則として店舗等通りの賑わいに寄与した用途利用とします。
		●建物は、まちなみとの調和を図るデザインとし、外壁は、原色や派手な色をさけ、通りの緑と調和した落ち着いた色とします。
		●夜間照明は、必要最小限の柔らかな光で魅力ある演出を行い、夜間の通りのイメージアップに努めます。
		●屋外の空調設備等は、通りの歩行者等から容易に望見できないよう対策を講じるなど景観に配慮します。
屋外広告物	基本ルール（共通事項）	●建物の壁面や屋上は環境へ配慮し、緑化に努めます。
		●自家用看板のみとし、表示内容は、店舗名（屋号）、会社名、ビル名、ロゴマークなどに留めます。
		●自家用看板及び集合看板は、表示面積を最小限にし、かつ店舗（ビル）につき、道路面あたり1個を目標に、集約するようにします。
		●広告物に照明装置を使用する場合は、外照式（間接照明やスポット照明）もしくは内照式（発光ダイオード（LED）照明に限る）とし、必要最小限の光量とします。また、単色で暖色系の照明とします。
		●点滅式照明及び蛍光管またはネオン管等による自発光式照明は設置しません。
	映像・音声	●映像や音声による広告物（デジタルサイネージ、液晶パネル、LED多色表示パネル等）の屋外への設置はしません。
		●店内に映像・音声による看板・広告物を設置する場合であっても、音量に配慮し、具体的な商品名や価格、サービス内容など直接的な表現の音声や映像は自粛します。
	その他	●自然やまちなみや建物、壁との調和を重視して、色や文字、ロゴマークを工夫し、色彩は、原色や派手な色をさけ、通りの緑と調和した落ち着いた色彩とします。
	屋上広告物	●屋上広告物は新規の設置はしません。
	壁面広告物	●建物との調和を図り、過度に大きくならないようにします。 ●複数の壁面広告を掲出する場合は、できる限り集約させ、デザインを揃えるようにします。
	突出広告物	●突出広告物はバナー（フラッグ）形式とし、建物との調和を図り、過度に大きくならないようにします。
	地上広告物	●敷地に対して1カ所に集約するようにします。
	幕広告物	●幕広告物の設置はしません。
	幟	●幟の設置はしません。
	立看板	●敷地内の設置に留め、簡易に移動できる形態とし、天候等により撤去するようにします。
	窓面広告	●窓面への広告設置はしません。
	テント・庇	●テントの位置は、歩道地盤面から高さ2.5メートル以上、出幅は道路境界線より1メートル以内まで、支柱を設けない形態とし、原色や派手な色とならないようにします。
	その他	●現状が、まちなみ形成ルールに適合していない屋外広告物に関しては、広告物の更新または、建物の建替え及び改修の際に、ルールに則ったものに変更します。